

# 商工会ニュースやはばNo.10

## ～第14回矢巾町徳丹城春まつり出店者募集！！～

平成30年4月28日(土)に開催される第14回矢巾町徳丹城春まつりの出店者を募集します。  
詳しい内容については、以下のとおりです。

### 1 日時及び内容

- (1) 日 時：平成30年4月28日(土) 午前10時から午後5時まで  
※雨天の場合は、29日(日)に順延する。ただし、29日も雨天の場合は、  
中止とする。
- (2) 出店場所：徳丹城跡公園内
- (3) 出店募集：物販、飲食【限定12小間(3.6m×5.4m)・先着順】
- (4) 負担金：**3,000円**(出店者説明会の際に、お支払いください。  
※徴収した負担金は、中止の場合のみ返金いたします。
- (5) 申込締切：**平成30年3月23日(金)午後4時 期限厳守**
- (6) 出店者説明会  
ア 日 時：平成30年4月10日(火) 午後6時から  
イ 場 所：矢巾町公民館 第3・4研修室  
ウ 内 容：出店に係る注意事項の説明、出店者の小間割等について  
※やむを得ず欠席された場合、小間割りについては主催者で抽選を行い、出店  
場所を決定します。
- (7) 問い合わせ先 矢巾町徳丹城春まつり実行委員会事務局(矢巾町教育委員会社会教育課内)  
TEL：019-611-2860(直通)

### 2 出店条件及び申込方法

- (1) 出店条件 矢巾町商工会の普通会員及び矢巾町内の産直
- (2) 申込方法 矢巾町公民館内  
(矢巾町教育委員会社会教育課窓口で受付(申込書に記入していただきます。))
- (3) 申込記入事項 申込者、出品物種別、**燃烧機器等の種類と数量及び使用燃料、店舗内配置図**等
- (4) その他 小間数に限りがありますので、申込順に受付し、定数になり次第締め切ります  
ので、お早めに申込みください。

### 3 注意事項

- (1) **発電機、テント(2間×3間)、イス及び机等は、出店者各自でご準備ください。**
- (2) **出店者の名義貸し(名義上の出店者と実際の出店者が異なる)は、固く禁止します。**
- (3) 消防署の指導により燃烧機器を使用する場合は、**器具の台としてスレート板(石膏ボード等)を必ず使用するとともに、テント内に消火器を常備する**ことが義務付けられましたので、必ず用意するようにお願いします。
- (4) 風対策として、必ずテントに土嚢、またはポリタンク(水を入れた)等、ウェイトを準備してください。
- (5) 本実行委員会では、出品商品の価格調整、販売品目の重複に関しての調整は一切行いません。
- (6) 出品する商品は、申込時を過ぎると追加できませんので、可能性のある商品は全て申込時に申告してください。

## ◆ 小規模事業者持続化補助金 ◆

小規模事業者が持続的な経営に向けた経営計画に基づき、販路開拓（創意工夫による売り方やデザイン変更等）などの取り組みを支援するため、必要とする経費の一部を補助する制度の公募が3月上旬に開始される予定です。

商工会では、補助金申請に必要な経営計画の作成支援を行っていきますので、希望される方、または制度の内容を知りたい方は、商工会までお気軽にお問い合わせください。

公募が開始されましたならば、改めて詳細をご案内します。

小規模事業者持続化補助金とは、小規模事業者（個人事業主及び会社）が販路開拓等に取り組むために必要な費用の3分の2を補助する制度です。（補助金上限50万円）

## ～ 金融特別相談会を開催～

商工会では、会員の皆様の経営資金の調達に役立てていただくため、金融特別相談会を開催しています。3月は次の日程で開催し、当日は日本政策金融公庫の担当者が相談に応じます。運転資金等、融資をご希望される方は是非この機会にご相談ください。

### ○定例相談会

- 日 時 平成30年3月14日（水）  
午前10時から午後3時まで
- 場 所 矢巾町商工会館1階経営相談室

### ○流通地区

- 日 時 平成30年3月16日（金）  
午前10時から正午まで
- 場 所 ラポール盛岡2階第4会議室

※申込等詳細については、商工会（堀切、山田）までお問い合わせください。

【公庫金利情報】普通貸付 金利1.81%（5年返済の場合）平成30年2月9日現在  
※ただし、条件等がある場合があります。

## 岩手県特定（産業別）最低賃金が変わりました！

岩手県特定（産業別）最低賃金が、平成29年12月30日から改定されました。  
改定されたのは、次の6産業の最低賃金です。

最低賃金件名	時間額
鉄鋼業、金属製品、その他の金属製品製造業	809円
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	775円
光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業	790円
百貨店、総合スーパー	780円
各種商品小売業	767円
自動車小売業	819円
（参考）岩手県最低賃金（平成29年10月1日発効）	738円

- 最低賃金には、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、賞与、時間外・休日・深夜手当等は算入しません。
- 複数の最低賃金が適用される場合は、最も高い最低賃金額が適用されます。  
詳細は、商工会または岩手労働局労働基準部賃金室（TEL019-604-3008）にお問い合わせください。